

別紙4（意見表明者のみ）

8月17日説明・公聴会（東京会場）

当日表明する意見の概要

（ふりがな）

うへだかずお

氏

名：日本PFI・PPP協会 IR/MICE PPP研究会 植田和男

（団体参加の場合は団体名）

【当日表明する意見の概要】

日本PFI・PPP協会 IR/MICE PPP研究会は、地方創生、観光先進国の実現の為にIR施設は不可欠と思料し、IR実施法の早期成立及び基本方針の早期策定を望むものです。今回の「取りまとめ（案）」に関し、以下の事項に関し意見を申し上げます。

①区域認定の申請主体について

地方創生、観光先進国の実現には、申請主体が、あらかじめ一部の国土に限定されるものではなく、全国都道府県、政令指定都市及びその他推進するに相当と思われる市町村とすべき。その判断は、国の区域認定主体（主務大臣）が行う。

②立地市町村等への協議等について

地元の合意を得ることは、絶対に不可欠であり、如何なる場合でも立地市町村の議会の議決を得ることを区域認定申請の条件とすべき。

③区域認定に当たって考慮すべき要素等について

区域認定に当たっては、地方創生・まちづくりへの貢献、地域の観光資源の活用状況等様々な政策効果の大きさ、IR区域外での観光関連の建設中の施設、既存施設等も考慮すべき。

④国・地方の配分関係等について

納付金（GGR 比例部分）及び入場料の配分については、国と区域認定を受けた団体等で折半ではなく、IR事業の運営段階で負担の大きい認定団体等に配分を大きくすべき。

⑤実施協定の締結について

区域認定を受けた団体とIR事業者間の実施協定において、当該団体は、IR事業の経営リスクを一切取ることはなく、IR事業者は、経営の独立性が担保されるべきである。例として、当該団体、地元経済界等からの出資、役員派遣等は禁止すべきである。

⑥依存防止対策、青少年の健全育成について

カジノ行為のみならず既存の公営ギャンブルを含め、これらゲーミングを学校教育の一環として数学的、統計的或いは社会的に学ぶ機会を学生に与えるべき。

以上